

令和**7**年**12**月**1**日 利用分から

施設の使用料を改定します

市では、公共施設の使用料について、定期的な見直しを行っています。

◆ なぜ見直すの？

公共施設の使用料は、利用する皆さんにサービスの対価として公平に負担していただく必要があるため、統一的な算定基準を定めて公平性を保つとともに、サービスの性質に見合った額となるよう見直すものです。

◆ どのように算定するの？

使用料は、概ね次の方法により算出します。

原価

施設の維持管理にかかるコストをもとに算出した額

×

受益者負担率

施設の用途や公共性により定める利用者の負担割合

◆ いつから変わるの？

新しい使用料は、原則として**令和7年12月1日**以降に利用する分から適用します。

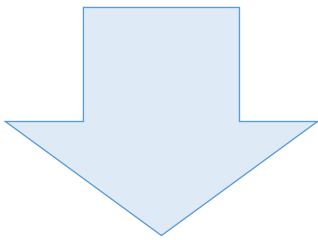
問合せ先 スポーツ交流課（市役所3階） ☎44-0353

◆ 羽黒中央公園多目的スポーツ広場 使用料の額

●変更前

	区分		一般利用	
多目的スポーツ 広場	2時間		全面	4,630
			半面	2,310
夜間照明	200 ルクス	1時間	全面	2,220
			半面	1,110
	100 ルクス	1時間	全面	1,110
			半面	550

(単位:円)



●変更後（令和7年12月1日利用分～）

	区分		面数	一般利用	
				市内	市外
多目的スポーツ 広場	2時間		全面	9,070	10,890
			半面	4,540	5,450
夜間照明	200 ルクス	1時間	全面	2,220	
			半面	1,110	
	100 ルクス	1時間	全面	1,110	
			半面	550	

(単位:円)